

令和8年1月吉日

お客さま各位

福島県商工信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

福島県商工信用組合では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の取組みを行うことといたしましたので、お知らせいたします。

今後もお客様にご満足いただける利便性の向上・金融サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【実施内容】

1. 令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の停止

① 実施日

令和8年2月27日（金）

② 内容

令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止します。

2. 手形用紙・小切手用紙の発行停止

払戻請求書による当座預金払戻の取扱開始

① 実施日

令和8年7月1日（水）

② 内容

令和8年6月30日（火）をもって、手形・小切手の発行受付を終了します。
また、手形小切手による払出を必須としている現行の取扱いを見直し、出金票による取扱いを開始します。お取引は口座開設店に限ります。

3. 手形・小切手の最終振出期限の設定

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金取扱い受付の終了

① 設定日

令和8年9月30日（水）

② 内容

手形小切手の最終振出期限を設定します。最終振出期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定から支払いができませんので、ご注意願います。
また、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します。

【代替サービスのご案内】

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、印紙代などコスト削減や振出作業・郵送作業・保管管理等事務負担軽減など、様々なメリットがあります。

当組合では手形・小切手の代替サービスとして、電子記録債権のご利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的な決済手段がございますので、そちらへの移行をご検討ください。

ご相談やお問い合わせは、取引店までお願いします。

以上